

№.13 都市計画提案に係る意見聴取について

根拠法令： 都市計画法第21条の5第2項

1 都市計画提案に係る都市計画の素案の概要

都市計画の名称	東京都市計画道路 幹線街路外郭環状線の2
位 置	杉並区善福寺二丁目2番地19から善福寺二丁目15番地12まで
面 積	約1.2ha (延長:295m)
土地所有者等	土地所有者:149人 借地権者:5人
提 案 者	当該計画提案区域の土地所有者
提 案 内 容	昭和41年7月に都市計画決定されている東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2について、杉並区善福寺二丁目2番地19から善福寺二丁目15番地12までの区域(延長295m)を廃止する。

2 都市計画提案に対する東京都の判断

東京都市計画道路幹線街路外環状線の2（以下「外環の2」という。）については、都市計画提案を踏まえて都市計画を変更する必要はない。

〈理 由〉

都市計画道路は、交通機能とともに、環境、防災等の面で良好な都市空間を形成するための空間機能や、まちづくりを誘導するための市街地形成機能など、多様な機能を有している。

提案内容によると、外環の2が有する交通機能や防災機能については、一部区間を廃止しても周辺の生活道路で代替できるとしている。

しかし、都市計画道路の諸機能はネットワークが適切に形成されることによって発揮されるものであり、提案のように延長295mのみを廃止して道路ネットワークを分断することは、以下の理由から適切でない。

- ・ 提案区間における外環の2の将来交通量は、1日約1.4万台から1.5万台と推計される。一部区間を廃止すると、外環の2を走行してきた自動車が生産道路に進入するため、自動車の走行機能が低下するとともに、歩行者や自転車等の安全性が損なわれるおそれがある。
- ・ 外環の2は、「防災都市づくり推進計画（東京都）」において一般延焼遮断帯に位置付けられている。延焼遮断帯は、延焼遮断機能に加え、消防活動等の救援・救護活動の空間や災害時の避難路となるものであり、延焼遮断帯として位置付ける都市計画道路の最低幅員を11mとしている。一方、廃止区間周辺における生活道路の幅員は7.4m以下であるため、これらの生活道路を延焼遮断帯に位置付けることはできない。